

(別紙様式1)

## 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：兵庫県

農業委員会名：西宮市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	359
自給的農家数	188
販売農家数	172
主業農家数	58
準主業農家数	19
副業的農家数	95

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	655
女性	344
40代以下	254

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	0
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	113	11	11			124
経営耕地面積	73	27	25	2		100
遊休農地面積	5.8	1.1				6.9
農地台帳面積	137.8	30.7	30.7			168.5

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	14
認定農業者	—	0
認定農業者に準ずる者	—	13
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	124ha	0ha	0%
課 題	西宮市において、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化に関する基本的な構想を平成24年9月に策定したところであり、今後のあり方については市担当課と協議を重ねていきたい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 0.1 ha (うち新規集積面積 ha)
	目標設定の考え方:利用権設定の制度の周知、定着を行う。
活動計画	市街化調整区域内の遊休農地所有者に対して当該制度を知らせながら、指導にあたる。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
課 題	農業振興地域ではないため、新規参入希望者と遊休農地とを結びつける手段に乏しく、対応に苦慮している。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	0 経営体
活動計画	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	124ha	6.9ha	5.56%
課 題	農家の高齢化や担い手不足が潜在的な問題として存在するため、対策が必要となる。それがため小作権を気にせず貸し借りできる、利用権設定の制度の周知が重要になってくる。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.1 ha			
	目標設定の考え方: 地元の理解を得ながら、当事者合意のもと息の長い支援が必要になるため。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		14人	8月～10月	11月～12月
	調査方法	委員ごとに担当エリアを決定し調査を行う。 1、農地の所在を示した図面を配布。 2、調査終了した図面から随時事務局に提出する。 3、事務局は平成30年調査の結果をとりまとめ、指導に移行させる。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	12月～1月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	124ha	0ha
課 題	過去に転用されたもので認知されていないものの把握	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の活動計画

活動計画	・日頃からの農業委員の見回り活動による未然防止。・地元からの通報等による把握。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入